

の一点で意思を統一して団結した組織であり、その制度は自分たちには適用されないけれども新たに被害に遭われる方のためにやろうという事です。

第二の特徴は、自分たちで研究し、調査し、そして提案する、それを被害者が自前でやったという事です。

そして、日本の制度を前提として考える限り、何を考えても全て「だめ」という結論しか出ませんでした。それを「最後の最後まで諦めないで、発想の転換をして外国の制度を調査して実現させた」というのが三つ目の特徴です。ですから世界に誇れる制度ができたの

補償はどう変わったか

犯罪被害者の中でも特に凶悪犯罪被害者は、被害を被った被害者だけでなく、残された家族も、精神的にも経済的にも困窮に陥ります。例えば、一家の大黒柱を失い子どもが3人残された妻が専業主婦であった場合、本当に路頭に迷います。ガソリンをかけられて全身が火だるまになり何回も手術を受け、未だに治療を続けている方もいます。そういう方も生活保護を受けなければ生活できない。これが今迄の実態であります。

そこで、平成16年にあすの会ではヨーロッパへ調査に行きました。ドイツでは白い輪が全額補償します。完治するまでに5年かかろうが、10年かかろうが補償されます。被害に遭うと生活収入が減りますが、被害前と被害後の差額の42.5%が死ぬまで年金で支払われます。更には、親族間で起こった犯罪だからといって、支給されないとか減額されるということはないそうです。

ところが、我が国の犯給法は、昭和55年当時としては画期的なことでしたが、見舞金程度でした。大黒柱が殺されても数百万円しか支払われません。更には一時金ですから、一回払ったらもう終わり、正にこれは単なる恩恵でお涙頂戴であります。

犯罪被害者等基本法には、被害前の状態を回復することとあり、何年かかっても途切れなく最後まで支援しなければならないと書いてあります。つまり、国家の責務が定められ、被害者は補償を受ける権利ができたわけです。

この基本法を受けて、平成17年から犯罪被害者等基本計画が始まりました。この計画を受けて平成18、19年には経済的補償に特化した小検討会が始まりま

だと思えます。

あすの会は今日で解散となります。明日からはあすの会は人々の記憶の中で歴史となります。私たちは、この歴史を引き継いでいく上において、あすの会の心というものを後輩に引き継いでいかなければなりません。

今後もまだ被害者のための課題はたくさんありますので、これからも協力し合って新しい制度を作っていかなければなりません。是非皆様の協力をお願いしたいと思います。

弁護士 高橋 正人

した。私たちが考えたのは、本当に困っている人に最初に予算を付ける制度、正に生活保障型です。そして小検討会の議論を通じて平成20年7月1日に2つの大きな改正がなされました。

ひとつは、金額が大幅に拡大されました。当時は数百万程度でしたけれども、自賠責保険並みの支給がなされることになりました。更には、犯罪によって重度の後遺障害が残ることもありますが、休業補償という新たな概念を設けて補償することになりました。但し限界があり、自賠責保険並みの、というのは50歳台で被扶養者が4名の場合です。若年層が亡くなった場合には数百万しか補償されていませんでした。更に治療費についても1年間しか補償しませんでした。理由は、1年間で完治する人が当時の統計では7割いたからです。この残り3割の人を助けてほしいという事で、内閣府の補償検討会の中で、引き続き話し合いが始まりました。しかし、なかなか進展しませんでした。

平成26年に上川先生が法務大臣になられ、自民党内の司法制度調査会のもとにプロジェクトチームができました。座長には鳩山邦夫先生がなられ、私たちは的を絞って要望することにしました。ひとつは、若年層の支給額を拡大すること、治療費については残り3割を救済するため期限や上限を設けないこと。そして、親族間の犯罪だからといって、支給しない、あるいは減額するという規定を撤廃してほしいと要望しました。

平成28年、警察庁はようやく重い腰を上げてくださいました。そして、今年の4月1日から犯罪被害者給付金の施行規則が大幅に改善され、親族間犯罪でも、殺害の時点で親族関係が破綻していれば全額支給される

ことになりました。更に治療費については、99%が3年間で治っているか、症状が固定しているという理由で、3年間補償することになりました。また、若年層についてもある程度支給が拡大されました。

こうしてここまで被害者補償制度は拡大しました

あすの会に参加して～会員から

岡村先生との出会い

代表幹事代行 林 良平

私の妻は、1995年1月25日、勤務の帰りに横断歩道で信号待ちをしていたところ、いきなり腰を出刃包丁で、その根元まで突き刺されました。医師の身代わりに看護師が刺されたという殺人未遂事件の被害者になりました。犯人は逃亡し、すでに時効が成立しました。

その後、いろいろな経緯があり、なぜ被害者が治療費を自己負担しなければならないのかなど、疑問と怒りが止まらず、車椅子の妻と共にプライバシーをさらけ出し、「犯罪被害者の権利を確立する当事者の会」として活動し社会に現状を訴え始めました。1998年のことです。新聞テレビでの報道のおかげで、全国から連絡がきました。幼い子と、妻の介護。自分の家庭は近いうちに、必ず経済的に行き詰まるだろうというアリ地獄の中にいるような想いでした。

ある日、岡村先生が読売新聞に投稿された論文を目にして、手紙を送りました。1999年の春の頃だったと思います。

その後、NHKの取材を受け、1999年9月29日、朝の「生活ほっとモーニング」という番組内で、『家族が犯罪に遭ったとき』とのタイトルで放送されました。その日の夜、岡村先生から「番組を観ました。涙が止まらなかった。私たちは、立ち上がらねばなりません。妻の3回忌が済んだら必ず電話するから、それまでに被害者の人を集めておいてくださいませんか」と連絡があり、その後、10月31日、先生の事務所でお会いすることになりました。5人の被害者が集まりました。

この番組はもうひとつの働きもしてくれました。

あすの会のシンボルマークは、イラストレーターの山藤章二さんが描いてくださいました。その願いをする手紙の中に、この番組のビデオを同封したのです。山藤さんからのお手紙に「掌の中に“天輪”を入れる

が、ただ、課題は残りの1%の救済です。1%というのは過去の犯罪の被害者も含まれます。

私を含めて被害に遭っていない人たちの責務は、この1%、しかも過去の犯罪で今も苦しんでいる人を救う事にあるのではないかと思います。

ことで被害に遭われた方を象徴したのですが、必ずしも命を落とされた方ばかりではないことに気づき、それを外したものと両案お送りします。どうぞ自由に判断なさってお使いください」と書かれていました。この場を借りて山藤章二先生に深い感謝を捧げたいと思います。

岡村先生との出会いは、私の人生の奇跡です。18年間、岡村先生と共に歩めたことに深く感謝します。



山藤章二氏のデザインによる
2案のロゴマーク。天輪のないもの(上)が採用された

三姉妹で経験した被害者参加制度

井口 智恵

私の母が強盗に殺害された事件は、被害者参加制度制定の2年後でしたので、利用することができました。参加は姉と私と妹の3人で行いました。

明日の被害者のためにと、皆様が身を削って活動をしてくださったことで私たちは助けられました。心から感謝しています。

実際に被害者参加制度を利用してどう感じたかをお話させていただきます。

被告人質問では、約1時間半も時間をいただき、3